

## 柔道整復師の施術に係る療養費の適正な審査支払に関する要望

現在、柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）については、療養費の中でも例外的に受領委任払いが認められ、実質的な現物給付化がなされているため、他の療養費に比べて受療の機会がより確保されている環境にあります。

このような中、都道府県国民健康保険団体連合会では、国民健康保険保険者及び後期高齢者医療広域連合から、柔道整復療養費に係る審査・支払業務を受託しております。

しかしながら、柔道整復療養費の審査支払業務については、柔道整復施術療養費支給申請書の請求様式が不統一なことや、施術機関コードが未整備なこと、全国決済制度が導入されていないこと、そして、審査委員会の権限がはつきりしないこと等の問題があり、審査支払業務の効率化の一層の推進のためには、これらの問題の解決を図ることが必要不可欠であります。

近年では柔道整復師の疑義請求・不正請求の報道がなされ、国会でも議論がなされているところではありますが、このような事例をなくし、適正な柔道整復療養費の支給を確保することは、国民の信頼を確保する上でも重要であります。

厚生労働省におかれては、こうした柔道整復療養費の審査支払業務の効率化に係る問題の解決について、関係者と十分協議をされ、左記について早急に必要な措置を講じられるよう要望いたします。

## 記

- 一、 施術所からの請求方法の統一化について
- 一、 審査の統一化について
- 一、 全国決済制度の導入について
- 一、 疑義請求対策について
- 一、 柔道整復療養費に係るIT化の推進について

平成二十二年四月一日

国民健康保険中央会

理事長 柴田雅人

厚生労働省

保険局長 外口 崇 殿